

第3回埼玉県南東部交通圏タクシー特定地域協議会 議事概要

平成22年8月4日(水)

13:15～14:30

春日部市商工振興センター

1. 開会宣言(事務局より)

2. 議事

(1) 埼玉県南東部交通圏タクシー特定地域協議会地域計画(案)について

- 事務局より埼玉県南東部交通圏タクシー特定地域協議会地域計画(案)【資料2】を説明後、委員より以下のとおり意見等をいただいた。

【市川委員】

- 地域計画全体としては良くできていると思いますが、この場で申し上げたいのは、今回の地域計画で公共交通機関としての役割を果たすとありますが、それには一番の問題点として「サービス」「安全」と運転手に掛かっているということです。

ところが、今まで県内3地区で同様の協議会を実施しましたが、運転手の生活の安定につながると思われる減車の申請が進んでいない。これではまったく効果がない。他の方法をこの場でいろいろと検討して頂いているが、もう少し業界の方でリーダーシップをとって見直しをしなければいけないのでは。

【森委員】

- 現時点での減車・休車のデータでは県南中央交通圏では5%まで達していなく、県南西部交通圏では約8.5%、県北交通圏では約9%となっており、東京は20%程度で進んでいるが、地方については同様に実施するのは非常に難しい。全体的に見ますと東京は規模も大きく完全な流し地区として、ある程度の減車をしてサービス低下等にはならないが、地方としては駅待ち等主要施設で待つ乗車させている現状があり、一定規模以下の事業者には非常に難しく、お客様に不便をきたすことにもなります。この様に地方と東京ではこれだけの差があっても仕方がないと思っております。

しかしながら関東の同様な地区と比べても埼玉は少ないと感じています。小規模事業者に対する救済措置を局には何とか考えて頂きたく、減車ではなく休車として将来的に需要の回復が見込まれたときには、解除して戻せるんだという希望をもっていくというシステムを取り入れて頂ければ、一時的な供給過剰状態の解消につながるのではと思います。

本法も施行されて1年も経てば見直し、検証期間になると思います。県内の他の3交通圏については10月で1年になり検証期間になりますので、皆様のご意見等により供給過剰状態の解消につながっていないということであれば、業界としても最大限の努力をして参りたいと思います。

【市川委員】

- 供給過剰の問題、需要に応えるという問題は相反するものですが、大規模事業者、小規模

事業者等いろいろな都合がありますが、そういったものも含めて本当にこの現状では運転手は生活ができない。収入が2割、3割減少した上で「安全を担保しろ」「サービスを担保しろ」「公共交通の一員として恥ずかしくないような運転をしろ」と要望を出されますが、生活ができる体制を整えてください。間もなく先行している3交通圏の見直しがあると思いますが、恥ずかしくないようなタクシー業界を創ってもらいたい。

【事務局】

- ・こういった協議の場で削減率等を決めることはできません。最終的には各社の経営判断に委ねるしかないのですが、今後検証して需要喚起と平行し減車・休車についても、皆さんで知恵を出し合って最終的には運転者の労働条件の改善につながればと思います。

【門井委員（関根代理）】

- ・P7の2行目「子供達」を「子ども達」に修文漏れがあります。

【矢作委員】

- ・こういった協議会が始まって減車したのは、実質的に各社の余っている車両を減車しているだけである。

【会長】

- ・本日いただいた意見等反映させた地域計画（案）について、ただ今より議決させてもらいたい。議決にあたり、設置要綱を事務局から説明をお願いします。

○事務局から設置要綱の第5条第9項（3）について説明。

また、欠席委員については、計画（案）について承認いただけることを確認している旨報告。

【会長】

- ・設置要綱の議決の要件のなかで第5条第9項（3）②ですが、タクシー協会であらかじめ会員事業者の皆様から委任状をもらっていると事務局から聞いています。提出されている委任状が地域の車両数の過半数になっているか、確認したいと思います。

【事務局】

- ・各会員の委任状は過半数を超えており、要件を満たしていることを発表します。

【会長】

- ・設置要綱第5条第9条（3）②は満たされていることを確認しました。それでは委員の皆様、本日の意見等を反映、修文した地域計画（案）の承認について議決をとりたいと思います。この地域計画（案）につきましてご承認いただけますでしょうか。異議等あればご発言をお願いします。

→発言なし。

- ・それでは、異議なしということでただ今の議決をもって、本案を全会一致で埼玉県県南東部交通圏タクシー特定地域協議会の地域計画とさせていただきます。

→委員から拍手。

(2) その他

最後に各委員から全般的に以下のとおり意見等をいただいた。

【西村委員（小高代理）】

- ・本協議会で地域計画が議決され、全国でも同様に地域計画が議決され、いろいろなご意見を新聞等で拝見しておりますが、本地域につきましては、事ある毎に状況等の情報を提供して頂ければと思います。

【前田委員】

- ・先行している県内の3交通圏での検証データ等を参考に、情報等を提供して頂き、本協議会も検証しながら進めていければと思います。

【門井委員（関根代理）】

- ・地域計画に沿いまして自治体が負う責任も、新たに生じてくるかと思いますが、本市としましても、タクシー事業者が活動しやすい公共施設の整備等、タクシー乗り場、駅前の整備等に積極的に取り組んでいき、本計画が上手くいくことを願い、結果、運転手の労働条件の改善につながればと思います。

【篠田委員】

- ・タクシー事業者におかれましては、車両数の制限等、厳しい現状になっておりますが、本市としても平成24年3月に吉川新駅ができますので、公共交通の一つとしてタクシー事業者の方にもお力を借りることになろうかと思えます。

また、公共交通の関係で申し上げますと近年いろいろな需要のニーズがあろうかと思えます。例えば子育てタクシーや妊婦タクシー等、創意工夫をしている事業者があろうかと思えますが、今後施策に対する情報提供をしていただければと思います。

【野口委員（斉藤代理）】

- ・地域計画が策定されたことにより自治体の交通政策に関わる役割を再認識したのですが、本地域の委員になっていない自治体にも情報提供していただければと思います。

【小林委員】

- ・県の方から町に対して街造りの施策がありますが、タクシー乗り場を活かした街造りが出来ればと思います。

また、当町では高齢者や障がい者等の弱者を対象とした支援事業を展開する中で、送迎等を含めたタクシーを活用した事業展開が出来ればと考えています。いずれにしましても公共交通機関として大変重要な役割を担っておりますので、今後とも協力できればと考えております。

【鈴木委員（梅原代理）】

- ・本地域計画に基づき業界として発展していただき、町民の大切な足として、事業者におかれましては適正な利益を収受していただき、運転手の方々にも収入の改善を図っていただき、町民の貴重な足となっていただければと思います。

【犬塚委員】

- ・本地域計画が一般住民に示されていただければと思います。また、タクシー事業者、そこで働く運転手の方々の雇用問題等改善していただければと思います。

【野田委員（阿部代理）】

- ・ 本地域計画が策定され労働条件適正方、出来れば更に改善されればいいのではと考えています。今後とも行政の立場からお手伝いできればと考えております。

【矢作委員】

- ・ 本地域計画策定によって、我々運転手が適正な労働時間で、適正な給料がもらえるよう願っています。

【市川委員】

- ・ 労働条件の改善はもちろんのことですが、地域協議会で決まったタクシー業界向上のために関しましては、積極的に参加していただき、より安全、安心を徹底的に追求していきたい。

【藤井委員】

- ・ 平成14年の規制緩和以来どんどん増車しまして、需給のバランスが崩れたわけですが、現在の状態では運転手の生活は非常に苦しい。これでは若い運転手が増えない。夢や希望があるような職場になるシステム造りをしていただきたい。

【松岡委員】

- ・ 私共事業のために関係各位の皆様から貴重なご意見等いただき、地域計画の策定に至りまして、深く感謝しております。我々も創意工夫をして事業経営に取り組みたいと思います。
藤井委員からご意見があったとおりに従業員の高齢化等が進んでおりまして、その中で安定したタクシーの供給をしなければならないという現状であります。固定概念でダイヤを組んでいる事業者が多いと思いますが、弾力的なダイヤを組み従業員も働きやすくするというダイヤを組みながら、安定したタクシーの供給が出来るような経営をしていきたいと思えます。

【小島委員】

- ・ 地域計画の策定にあたり、皆様のご協力をいただきましたことを、事業者の立場から感謝申し上げます。

タクシー事業というのは環境問題にしても、少子高齢化の問題にしても必要不可欠な輸送機関だと自負しております。やはりその為には、この様な協議は必要であり、我々が一生懸命になって、与えられた課題をしっかりと守っていくのは当然であり、努力を惜しまないつもりで頑張っていきたいと思えます。特に地方行政機関の皆様にも是非ともご理解をいただき、タクシー乗り場等についてもご協力いただき、安定したタクシーの供給につながっていただければと思えます。

【高橋委員】

- ・ 地域計画の策定にご協力をいただき、ありがとうございます。我々タクシー事業者は個々に努力はしておりますが、改善が図れないのが現状であります。経営状態が良くならなければ、何も改善されません。今後皆様にご協力いただき改善を図れればと思えます。

【海老原委員】

- ・ 地域計画の策定のため、皆様から貴重なご意見をいただきありがとうございます。

今回の措置の目的は労働条件の改善と、適正な会社の運営による適正な利益を確保する目的で地域協議会が開催され、地域計画が策定されました。事業者としては一層の努力をしていくつもりですが、3年間の期間がありますので、労働条件の改善等その進展具合を検証していただき、地域に貢献できる事業者になればと思えます。

【平子委員】

- ・我々タクシー事業者のために大変貴重なご意見、アドバイスをいただきありがとうございます。皆様から頂戴しましたご意見を真摯に受け止め、我々事業者がそれぞれの事業再構築に向けて、東部支部の事業者とも意見を交わしながら、いい方向に進めて参ります。

皆様がご利用しやすいタクシーを目指し、頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともご指導をよろしく申し上げます。

【会長】

- ・委員の皆様には、大変示唆に富む貴重なご意見、活発な議論を頂き、誠にありがとうございました。

事務局から何か連絡事項はありますか。

【事務局】

- ・本日の議決を踏まえて、法第9条第5項の規定に基づき近々に協議会としまして、会長名で公表し、埼玉運輸支局のホームページ上で公表したいと考えております。また、法第10条第2項の規定に基づきまして、実施主体とされた者以外の者に対しまして、当該地域計画に定められた事業の実施のために必要な協力を要請することといたします。
- ・今後は、タクシー事業の現状について把握、分析を行うとともに地域計画に定められた目標の達成状況について検証・評価を行うこととなりますが、要綱の第5条第10項において「協議会は地域計画作成後も定期的を開催することとする」となっており、次回の協議会の開催につきましては、今後の特定事業計画の進捗状況等を踏まえまして、開催のご通知を差し上げたいと考えております。
- ・行政といたしましても、タクシー事業者に対し、本地域計画に定められた事業の推進に向け積極的に対応して参りたいと考えております。

【会長】

- ・本地域計画は本日の議決を経て成立の運びとなりましたが、この地域計画に基づいて、今後は特に、タクシー事業者の皆様におかれましては、特定事業計画を作成、認定を受け実施に移していくこととなりますが、本法律及び本地域計画の主旨を十分にご理解の上、地域計画に定められた事業の推進に努めて頂き、埼玉県南東部交通圏におけるタクシー事業の適正化、活性化に取り組んで頂きたいと強く思う次第であります。

【森委員】

- ・本協議会3回にわたりご出席頂きました委員の皆様には、いろいろなご意見、ご指導を頂きましてありがとうございました。

本日、地域計画が策定されましたが、これからは我々タクシー業界が本計画をどの様に活用していくかが第一でございます。特措法の主旨に沿い3年後、皆様から頂いたご意見等により、労働条件の改善等、明るいタクシー業界へと繋がるよう努力したいと思っておりますので、今後ともご指導よろしく申し上げます。

3. 閉会

【事務局】

以上を持ちまして、第3回埼玉県南東部交通圏タクシー特定地域協議会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

【配布資料】

議事次第

委員名簿

配席図

資料1 第2回埼玉県南東部交通圏タクシー特定地域協議会議事概要

資料2 埼玉県南東部交通圏タクシー特定地域協議会地域計画（案）